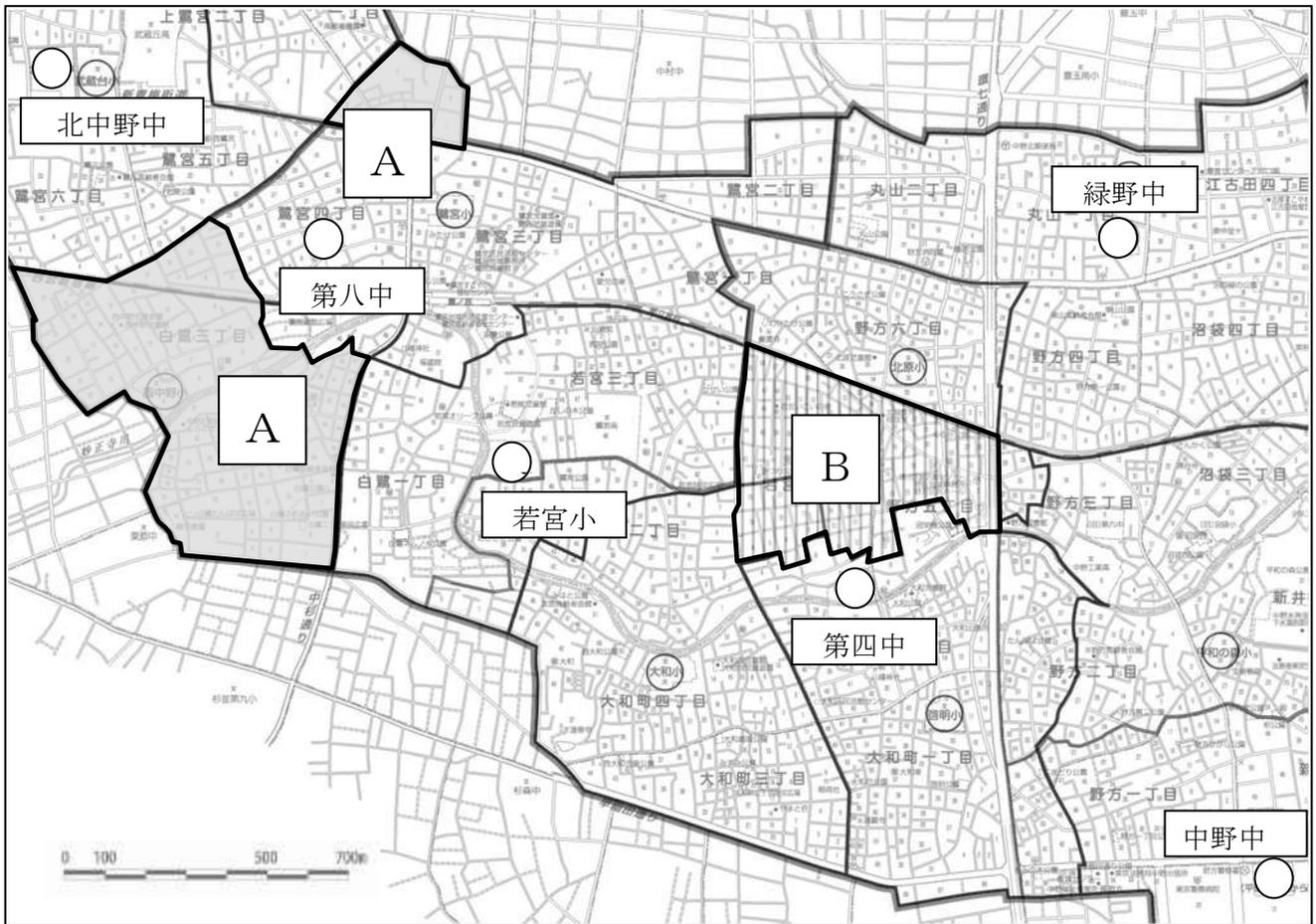


第四中と第八中の統合時の校舎の位置変更に伴う指定校変更の取扱い

区立小中学校の施設整備方法の変更により、第四中学校と第八中学校の統合新校は、統合時の校舎が現在の第四中学校の位置に変更となった。このため平成31年度に通学区域変更を予定している区域のうち、第四中学校から緑野中学校、北中野中学校から第八中学校の区域は、新校舎へ移転する前年度（平成34年度）までの4年間、変更前の学校への指定校変更を認める。

【図】 第四中、第八中の通学区域図



- ※ Aは、平成31年度に北中野中から第八中に通学区域変更する地域
- Bは、平成31年度に第四中から緑野中に通学区域変更する地域

平成31年4月1日から平成34年4月1日まで適用

- ①：図のAの地域に居住する子どもは、北中野中への指定校変更を認めます。
- ②：図のBの地域に居住する子どもは、第四中への指定校変更を認めます。

<参考> 第四中・第八中の通学区域変更と統合のスケジュール

